

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年5月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第21号

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2紙園町南側伝統的景観保全地区の項第1号中「第25条第1項本文」を「第25条第1項」に、「承認」を「認定」に、「当該承認」を「当該認定」に改める。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部指導課)